

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診や各種検診、健康指導の実施に関する事務) 予防接種法に基づく予防接種の勧奨や接種歴管理等に関する事務 母子保健法に基づく保健指導、養育医療給付等の実施に関する事務 乳幼児の健康診査等に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、申請管理システム、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第14、70、101、126項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (予防接種:25、26、153、154の項)(母子保健:48、71、80、95、112の項)(健康増進:139の項) ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (予防接種:25、27、28、29、153の項)(母子保健:95、96)(健康増進:139の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・ほけん課
②所属長の役職名	こども・ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2158
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認しており、住基ネットによる照会作業が発生しない。 ・特定個人情報を取り扱う可能性があるUSB メモリはパスワードが必須で暗号化されており、書類は施錠できる書棚に保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2] 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	予防接種法に伴う利用 法第9条 別表第一 第10項(別表1 主務)	番号法第9条第1項 別表第一 第10、49、76 項	事前	
平成28年4月1日	4. 情報連携ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.87	事前	
平成30年12月26日	IV リスク対策		IV リスク対策追記	事前	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数		平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数		平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8.監査		内部点検を追加	事後	
令和1年10月1日	1. 関連情報 5.評価実施機関における担	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事前	
令和1年10月1日	1. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	事前	
令和2年1月24日	1. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを	健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診 や各種検診、健康指導の実施に関する事務)	健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診 や各種検診、健康指導の実施に関する事務)	事前	
令和2年1月24日	1. 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.87	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.69	事前	
令和2年6月31日	1. 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.69	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.69	事後	
令和2年6月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年6月31日	表紙 評価書名	健康管理に関する事務:保健介護課	健康管理に関する事務	事後	
令和2年9月30日	1. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	事後	
令和2年9月30日	1. 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 26.56の2.69	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2.16の	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和3年7月14日	4. 情報連携ネットワークシス テムによる情報連携	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2.16の <②事務の概要>	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の <②事務の概要>	事前	
令和3年10月25日	1. 特定個人情報ファイルを	健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診	健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診	事前	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年12月15日	3.個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10、49、76、 93の2項	番号法第9条第1項 別表第一 第10、49、76、 93の2項	事前	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	
令和4年7月8日	1. 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の	事前	
令和4年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年12月1日時点	令和4年8月31日時点	事前	
令和4年12月22日	1.③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)、申	事前	
令和4年12月22日	1. 関連情報 4. ②法令上 の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の	事前	
令和5年8月1日	1. 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉課 健康福祉課長	健康福祉課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年8月1日	1. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦 郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年8月1日時点	事前	
令和6年10月31日	1. 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第10、49、76、 93の2項	番号法第9条第1項 別表 第14、70、101、126 項	事後	
令和6年10月31日	1. 関連情報 4.情報提供ネットワークシス	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2.16の	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年8月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その 上で記載されたマイナンバーの真正性確認し	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和7年10月27日	法令上の根拠	番号法第19条第10号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 の取組		事後	
令和7年10月27日	②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ 予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後の接種記録等の登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後の接種者からの申請に基 づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付		事後	
令和7年10月27日	③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、		事後	
令和7年10月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和6年10月31日時点	令和7年7月1日時点	事後	